

議案説明書

行政経営部 人事課
提出議会：令和4年第3回定例会

1 案件名

議案第37号 佐野市職員の育児休業等に関する条例の改正について

2 概要

- ①非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する。
- ②職員の育児休業取得に係る勤務環境を整備する。

3 理由、趣旨、目的、内容等

国が「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を進める中で人事院規則を改正し、非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を削除するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を義務付ける改正を行った。地方公務員の勤務時間・休暇等の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められることから、所要の規定を整備する。

4 その他の事項

施行日 公布の日